廃炉発官R2第261号 令和3年2月17日

原子力規制委員会殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき,別紙の通り,「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

- ○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 放射性物質分析・研究施設第1棟の運用開始に伴い,下記の通り変更を行う。 併せて,工業標準化法の改正に伴う記載の適正化を行う。
  - Ⅱ 特定原子力施設の設計,設備
  - 2.15 放射線管理関係設備等

本文

・変更なし

添付資料-2

- ・放射性物質分析・研究施設第1棟の運用開始に伴う周辺監視区域境界の変更
- 2.41 放射性物質分析·研究施設第1棟 本文
  - ・工業標準化法の改正に伴う記載の適正化
- Ⅲ 特定原子力施設の保安

第1編 (1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉に係る保安措置)

第7章 放射線管理

第57条,第60条

- ・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更 附則
- ・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更 添付1 管理区域図

福島第一原子力発電所 管理区域全体図(1/2)

- ・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更 福島第一原子力発電所 管理区域全体図 (2/2)
- ・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更 放射性物質分析・研究施設第1棟 1階・2階
- ・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更 放射性物質分析・研究施設第1棟 3階・R階
- ・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更 添付2 管理対象区域図

福島第一原子力発電所 全体図

- ・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更 放射性物質分析・研究施設第1棟 1階・2階
  - 放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更

放射性物質分析·研究施設第1棟 3階·R階

・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更

第2編 (5号炉及び6号炉に係る保安措置)

第7章 放射線管理

第98条, 第101条

- ・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更 附則
- ・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更 添付1 管理区域図

福島第一原子力発電所 管理区域全体図(1/2)

- ・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更 福島第一原子力発電所 管理区域全体図 (2/2)
- ・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更 放射性物質分析・研究施設第1棟 1階・2階
- ・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更 放射性物質分析・研究施設第1棟 3階・R階
- ・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更 添付2 管理対象区域図

福島第一原子力発電所 全体図

- ・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更 放射性物質分析・研究施設第1棟 1階・2階
- ・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更 放射性物質分析・研究施設第1棟 3階・R階
  - ・放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う変更

## 第3編 (保安に係る補足説明)

- 3 放射線管理に係る補足説明
  - 3.1 放射線防護及び管理
    - 3.1.2 放射線管理

本文

・放射性物質分析・研究施設第1棟の運用開始に伴う周辺監視区域境界の変更

以上